

2008年6月18日 制定

ITSSベーシックコースインストラクター登録制度に関する規約

ITSSユーザー協会
教育推進委員会

1章 総則

2章 インストラクター研修

3章 登録

附則

1章 総 則

第1条 (目的)

この規約は、ITSSベーシック教材による研修・講座(以下、「ITSSベーシックコース」という。)を実施するインストラクターに関して、ITSSユーザー協会(以下、「当協会」という。)が行うインストラクター登録制度に関し必要な事項を定める。

第2条 (定義)

「ITSSベーシックコースインストラクター登録制度」(以下、本制度という。)とは、ITSSベーシック教材を利用したインストラクターの技能および知識が、当協会が必要と認めた一定のレベルに達していることを確認するための研修制度、修了証発行、および登録の制度をいう。

第3条 (インストラクターの要件)

当協会は、次の各号全ての要件を満たした者を「ITSSベーシックコースインストラクター」とする。

- (1) 企業で1年以上のインストラクターの経験があり、十分な講師経験を有すること。(当協会の会員・非会員は問わない) 所定の経歴書により教育推進委員会(以下、「当委員会」という。)が確認する、ものとする。
- (2) 当委員会が認定する会員企業主催によるインストラクター研修を修了していること。
- (3) 当委員会が認定する会員企業主催によるインストラクター更新研修を原則年1回受講すること。

第4条 (インストラクターの責務)

ITSSベーシックコースインストラクターは、コースの実施にあたっては、本規約に基づく研修による指導、および提供されるシラバス、要領等を遵守しなければならない。また、当協会、当委員会が主催する講習会などには積極的に参加し、知識や教育技能の向上に努めなければならない。

第5条 (運営)

本制度の運営は当協会の委託を受けて、当委員会が行うものとする。

2章 インストラクター研修

第6条（インストラクター研修）

インストラクター登録を行おうとする者は、原則事前に当協会が実施するインストラクター研修を受講しなければならない。

第7条（インストラクター研修修了証の交付）

当協会は、インストラクター研修を受講した者に研修修了証を交付するとともに、インストラクター名簿に登録する。

第8条（研修の申込み）

インストラクター研修を受講しようとする者は、当協会が定めた手順に従い、所定の期日までに別記様式1の「インストラクター研修受講申込書」、別記様式2の「職務経歴書」および別記様式3の「インストラクター登録申請書」を提出のうえ、別途定める料金を納入しなければならない。

第9条（研修の受講料等）

インストラクター研修の受講料および登録料は、別途定めるものとし、所定の期日までに当委員会が指定する金融機関の口座に振込みにより納入するものとする。

3章 登録

第10条（インストラクター登録）

インストラクター研修修了者は、「インストラクター登録申請書」のうえ、別途定める料金を納入することによって、ITSSベーシックコースインストラクターとして登録される。

第11条（インストラクター名簿の縦覧）

当協会は、原則として資格認定登録者名簿を公衆の縦覧に供する。

第12条（名称の使用）

修了証の交付を受けた者は、第12条に定める登録の有効期間内に限り、「ITSSベーシックコースインストラクター」の名称を使用することができる。

第13条（登録の有効期間）

インストラクター登録の有効期間は、修了証の交付日から1年間とし、以後に更新した場合も同様とする。

第14条（登録の更新）

インストラクター登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間中に、第3条で定めるインストラクター更新研修を受講し、別記様式3の「インストラクター登録申請書」を当協会に提出のうえ、別途定める登録更新手数料を納入するものとする。

第15条（登録の失効）

登録は、登録を受けた者が前条に基づき資格認定登録の更新を受けなかったときは、その効力を失い、当委員会は、登録を受けた者が前項によりその効力を失ったときは、直ちにその者に関する記載を登録者名簿から抹消する。

第16条（失効後の再登録）

第14条に基づく登録の有効期間の更新を受けなかった者が、その者の登録が前条の規定に従い効力を失った日から起算して2年を経過するまでに、次の各号の手続きを完了した場合、当委員会は、登録の再登録（以下「再登録」という。）を行う。

- (1) 第3条で定めるインストラクター更新研修を受講すること
- (2) 別記様式3の「登録申請書」を当委員会に提出するとともに別途定める再登録手続料を納入すること

第17条（登録の消除）

登録を受けた者は、別途様式4の「インストラクター登録消除申請書」を提出することで、登録を消除できる。ただし、すでに納入された登録料の返還は行わない。

第18条（登録の取消し）

登録を受けた者が次のいずれかに該当する場合、当委員会は、その登録を取消し、その者に関する記載を登録者名簿から抹消する。ただし、すでに納入された登録料の返還は行わない。

- (1) 登録インストラクター、またはITSSユーザー協会の信用を著しく傷つける行為を行った場合
- (2) 虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けた場合
- (3) 登録者が死亡した場合
- (4) 登録者から登録抹消の申し出があった場合

附 則

インストラクター研修受講料及び登録料、登録更新手続料、再登録手続料は、次に掲げる額とする。

インストラクター研修受講料	一般	50,000 円（税込み 52,500 円）
	会員企業	40,000 円（税込み 42,000 円）
インストラクター更新研修受講料	一般	20,000 円（税込み 21,000 円）
	会員企業	16,000 円（税込み 16,800 円）
登録料	一般・会員企業	8,000 円（税込み 8,400 円）
登録更新手続料	一般・会員企業	6,000 円（税込み 6,300 円）
再登録手続料	一般・会員企業	8,000 円（税込み 8,400 円）